

(別記1)

「営利企業等の従事制限の許可に関する規則」

昭和27年7月25日
岐阜県人事委員会規則第4号

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第38条に基づき、職員の営利企業等に従事しようとする場合の許可基準を定めることを目的とする。

第2条 任命権者は、職員が営利を目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員その他これらに準ずる職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことの許可申請をしたときは、下の各号の一に該当する場合を除いて許可することができる。

- 1 当該営利企業が職員の職と特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- 2 職務遂行に支障を及ぼすと認められる場合
- 3 その他全体の奉仕者たる公務員として従事することが適当でないと認められる場合

2 前項の規定は、職員が報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合の任命権者の許可について準用する。

第3条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により前条の基準に反し、又は法の精神に照らし適当でないと認められる場合には、その許可を取り消さなければならない。

第4条 前2条の規定により任命権者が許可し、又は許可を取り消した場合は、当該許可申請書及び許可書の写を人事委員会へ送付するものとする。

(別記2)

「教育に関する他の事業若しくは事務」の範囲

(昭和34年2月27日文部大臣官房人事参事官あて人事院職員局長回答)

1. 公立又は私立学校又は各種学校の長及びこれらの学校の職員のうち、教育を担当し又は教育事務（庶務又は会設の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職
2. 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の職員のうち教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
3. 前2号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうち、専ら教育事務に従事する者並びに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
4. 学校法人及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職並びにこれらの法人又は団体の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
5. 国会、裁判所、防衛庁又は指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうち、専ら教育事務に従事する者並びに地方公に付置された教育機関又は教育施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職

□ 手続書類

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の 営利企業等従事許可 申請書 あるいは兼職・兼業 承認申請書 2. 学校長の具申書	学 校 長 市町村教委	(様式営・兼1) + 写1部 あるいは (様式営・兼2) + 写1部 1部	市町村教委の定める日

※前年度分の承認（報告）実績については、様式営・兼3にまとめ、5月末日までに教育委員会へ提出すること。